

同窓会だより

平成24年度新潟大学歯学部同窓会 学術講演会

大内章嗣教授による「歯科口腔保健法と今後の歯科保健医療」を拝聴して

長岡赤十字病院歯科口腔外科
18期生 飯田 明彦

2011年8月2日に成立した「歯科口腔保健の推進に関する法律」(以下、「歯科口腔保健法」)について、口腔生命福祉学専攻福祉学分野教授の大内章嗣教授によるご講演を拝聴しました。歯科口腔保健法は、歯科領域においては歯科技工士法以来56年ぶりに制定された法律で、歯科界でかねてから必要性を指摘する声の高かつたものですが、大内教授が歯科口腔保健法の下敷きになった自民党案の策定に関与されたり、同法に基づいて厚生労働省に設置された歯科口腔保健の推進に関する専門部会委員等を歴任されたりした豊富な経験をもとに、歯科口腔保健法を考えるうえでの基礎知識、歯科口腔保健法成立にいたるまでの経緯、歯科口腔保健法の概要および今後の歯科保健医療の在り方という4項目にポイントを絞り、わかりやすく解説してくださいました。

はじめに、歯科口腔保健法を考えるうえでの基礎知識として、地域保健法第6条9項、健康増進法第7条2項の6における歯科保健に関する記述が紹介され、これら国の疾病予防、健康増進に関する法体系の中で、労働安全衛生法においては歯科に関する部分が弱く、学校を卒業すると成人以降、法令に基づく検診がほとんどない実情について説明があり、既存法に重層・追補する形で歯科口腔保健の総合的な推進を図るという基本法的性格のものになったことを説明してくださいました。

ついで、現憲法に基づく歯科医師法等の法制定の流れについて説明がありました。

さらに、歯科口腔保健の概要として、口腔の健康が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重

要な役割を果たしているという考えに基づいて、国民がそれぞれのライフステージにおいて口腔の病変を早期発見、早期治療できるようにするという基本理念が歯科口腔保健法に流れていることを説明されました。また、歯科口腔保健法の条文を例に、法律の読み方についても解説がありました。

最後に、歯科口腔保健法の制定や、2008年7月に新潟県で全国に先駆けて制定された新潟県歯科保健条例を端緒として全国に広がっている「歯科・口腔保健の推進に関する条例」(以下、「歯科保健推進条例」)の制定によって、必ずしも歯科界がバラ色になるわけではないという点についてもお話をありました。すなわち、例をあげると障害福祉施設に入所中の障がい者の6割は定期歯科検診を受診していますが、施設入所者は25%に過ぎず、残りの75%は在宅で生活されています。老人についても、2005年の厚生労働省による患者調査においては、歯科の受診率は医科の患者に比べ低いということが明らかで、今後ますます進行していく高齢化の流れの中で、健診によりスクリーニングされた患者様が、歯科医院に次から次へと訪れるということにはならなそうだということのようです。

今回のご講演から、私たち地域医療を担うものは、フットワークを軽くし、在宅で生活されている障がい者や老人を往診できるような体制を築かなければいけないと感じました。また、そのような人材(歯科医師、コデンタルスタッフ)を積極的に育成するような卒前・卒後教育を推進する必要もあると思います。さらに、私のように病院歯科に勤務するものは、入院患者様の積極的な口腔管理を行うとともに、その患者様の退院後の療養について、ADLが低下した患者様では特に、かかりつけ歯科医や歯科医師会等と密な連携をとつて、すべてのライフステージにおいて口腔の健康を維持できるよう努める必要があると感じました。

末筆ではありますが、大内教授のますますのご発展、ご活躍をご祈念申し上げます。